

(新)	(旧)
<p>(別紙)</p> <p>重症心身障害児（者）通園事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施施設等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) B型施設</p> <p>B型施設は、原則として障害児（者）施設等において施設運営に支障のない程度の人数（1日の利用人員5人を標準とする。）を受け入れて実施するものとする。</p> <p><u>(3) 巡回方式</u></p> <p><u>A型施設又はB型施設を拠点として地域毎に実施日を定め、職員がチームを組んで巡回し、地域の公共施設等において事業を実施することができるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 実施施設の構造及び設備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) A型施設には、次に掲げる設備のほか必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>(別紙)</p> <p>重症心身障害児（者）通園事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) B型施設</p> <p>B型施設は、原則として障害児（者）施設等において施設運営に支障のない程度の人数（1日の利用人員5人を標準とする。）を受け入れて実施するものとする。</p> <p>なお、B型単独では毎日5人以上の利用が見込めない地域にあつては、B型施設を拠点として地域毎に実施日を定め、アからウに掲げる職員がチームを組んで巡回し、地域の公共施設等において事業を実施する方式（以下「B型巡回方式」という。）により行うことができるものとする。</p> <p>ア 看護師</p> <p>イ 児童指導員又は保育士</p> <p>ウ 理学療法、作業療法、言語療法等を担当する職員</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 実施施設の構造及び設備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) A型施設には、次に掲げる設備のほか必要な設備を設けなければならないこと。</p>

ただし、重症心身障害児施設等の設備を利用することにより通園事業の効率的運営が期待できる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、イからオまで及びキに掲げる設備を設けないことができる。

- ア 訓練室
- イ 集会室兼食堂
- ウ 診察室
- エ 静養室
- オ 浴室又はシャワー室
- カ 便所
- キ 調理室
- ク リフト付き通園バス

(3) (略)

(4) 巡回方式により事業を実施する場合は、公共施設等の設備を利用するものとし、次に掲げる設備を利用できる施設において実施しなければならない。

ただし、利用者の処遇に支障がないときは、イからエに掲げる設備を設けないことができる。

- ア 訓練室
- イ 医務室
- ウ 静養室
- エ 浴室又はシャワー室
- オ 便所

7 職員の配置の基準

(1) A型施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

ただし、ア、イについては、重症心身障害児施設等の職員を兼ねることができるものとする。

- ア 施設長
- イ 医師
- ウ 看護師
- エ 児童指導員又は保育士
- オ 理学療法、作業療法、言語療法等を担当する職員
- カ その他この事業を実施するために必要な職員

(2) (略)

ただし、重症心身障害児施設等の設備を利用することにより通園事業の効率的運営が期待できる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、イからオまで及びキに掲げる設備を設けないことができる。

- ア 訓練室
- イ 集会室兼食堂
- ウ 診察室
- エ 静養室
- オ 浴室又はシャワー室
- カ 便所
- キ 調理室
- ク リフト付き通園バス

(3) (略)

(4) B型巡回方式により事業を実施する場合は、公共施設等の設備を利用するものとし、次に掲げる設備を利用できる施設において実施しなければならないこと。

ただし、利用者の処遇に支障がないときは、イからエに掲げる設備を設けないことができる。

- ア 訓練室
- イ 医務室
- ウ 静養室
- エ 浴室又はシャワー室
- オ 便所

7 職員の配置の基準

(1) A型施設には、次に掲げる職員を置かなければならないこと。

ただし、ア、イについては、重症心身障害児施設等の職員を兼ねることができるものとする。

- ア 施設長
- イ 医師
- ウ 看護師
- エ 児童指導員又は保育士
- オ 理学療法、作業療法、言語療法等を担当する職員
- カ その他この事業を実施するために必要な職員

(2) (略)

(3) 巡回方式により事業を実施する場合は、利用者の状況等に応じて必要な指導、訓練を行えるよう、次に掲げるいずれかの職員がチームを組んで巡回するものとする。

ア 看護師

イ 児童指導員又は保育士

ウ 理学療法、作業療法、言語療法等を担当する職員

8 実施方法等

(1) 実施日

通園事業は、原則として日曜日及び国民の休日を除き毎日行うものとする。

(2) 指導等

ア 理学療法、作業療法、言語療法等による機能回復訓練、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応等の訓練を行うこと。

なお、指導、訓練等に当たっては、個々の利用者の状況等に応じて作成された個別プログラムに基づいて行うこと。

イ 家庭における療育や保護者の悩み事などについての相談に応じ、必要な助言、指導を行うこと。

ウ 利用者の家庭における状況等を把握するため、保護者とは、常に密接な連絡を保つこと。

(3) (略)

(4) 給食

給食は、利用者の身体的状況、訓練の状況、し好等を考慮して行うこと。

ただし、巡回方式により事業を行う場合は、給食を行わないことができる。

(5) (略)

(6) 関係機関との連携

都道府県等は、通園事業の運営について児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、児童委員、知的障害者相談員、特別支援学校、医療機関等と連携を密にし、利用者に対する指導が円滑かつ効率的に実施されるよう努めるものとする。

なお、重症心身障害児（者）は、その障害の特性から医療と密接な関係を保つ必要があるため、特に、実施施設が医療機関でない場合には、医療機関との緊密な連携を図ることとする。

9 (略)

8 実施方法等

(1) 開設日

通園事業は、原則として日曜日及び国民の休日を除き毎日行うものとする。

(2) 指導等

ア 理学療法、作業療法、言語療法等による機能回復訓練、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応等の訓練を行うこと。

なお、指導、訓練等に当たっては、個々の利用者の状況、状態に応じて作成された個別プログラムに基づいて行うこと。

イ 家庭における療育や保護者の悩み事などについての相談に応じ、必要な助言、指導を行うこと。

ウ 利用者の家庭における状況、状態を把握するため、保護者とは、常に密接な連絡を保つこと。

(3) (略)

(4) 給食

給食は、利用者の身体的状況、訓練の状況、し好等を考慮して行うこと。

ただし、B型巡回方式により事業を行う場合は、給食を行わないことができる。

(5) (略)

(6) 関係機関との連携

都道府県等は、通園事業の運営について児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、児童委員、知的障害者相談員、養護学校、医療機関等と連携を密にし、利用者に対する指導が円滑かつ効率的に実施されるよう努めるものとする。

なお、重症心身障害児（者）は、その障害の特性から医療と密接な関係を保つ必要があるため、特に、実施施設が医療機関でない場合には、医療機関との緊密な連携を図ることとする。

9 (略)

(別紙)

重症心身障害児（者）通園事業実施要綱新旧対照表（案）

(その他資料2)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)